

(別紙1)

## 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

平成19年10月  
国土交通省  
自動車交通局

### 1. 背景

第166回国会において、自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）について特定独立行政法人から特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行する等の措置を講ずる「自動車検査独立行政法人及び道路運送車両法の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第9号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

今般、改正法のうち、検査法人の行う基準適合性審査を受けようとする者は、基準適合性審査に係る手数料を検査法人に直接納付することとする部分（改正法による改正後の道路運送車両法（以下「法」という。）第102条第2項）の施行に伴い、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となり、国土交通大臣が基準適合性審査を自らも行うこととした場合において、基準適合性審査に係る手数料の納付手続きに関する経過措置を定めるため、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）について所要の整備を行う必要がある。

### 2. 概要

(1) 国土交通大臣は、法第74条の2第3項の規定により基準適合性審査を行うこととするときは、基準適合性審査を行うこととなる運輸監理部長又は運輸支局長及び基準適合性審査を開始する日を官報に公示しなければならないとされているところ、検査法人は、同日前に検査法人に納められた自動車の基準適合性審査に係る手数料を、当該審査を同日前に開始していない場合においては、速やかに納付者に返還しなければならない旨を規定する。

(2) この省令は、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成20年1月1日）から施行することとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

|   |              |
|---|--------------|
| 公 | 布：平成19年12月上旬 |
| 施 | 行：平成20年1月1日  |